

		児童福祉施設の内容(認可)変更		特定教育・保育施設の内容(確認)変更		特定子ども・子育て支援施設等の内容(確認)変更 ※一時預かり事業、定期利用保育事業を行っている園が対象		
変更事項		提出書類 (押印が必要の為、紙及びデータでの提出)	提出期限	提出書類 (登記事項証明書以外は全てデータでの提出可)	提出期限	提出書類 (全てデータでの提出可)	提出期限	備考
施設に関する変更	1 保育所の名称	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更予定日の３０日前まで ※市から東京都への提出期限が２０日前までの為	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更日から１０日以内	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更日から１０日以内	※変更を検討している場合は、検討段階で事前にご連絡をお願いします。
	2 所在地（住所）表示	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更予定日の３０日前まで ※市から東京都への提出期限が２０日前までの為	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更日から１０日以内	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更日から１０日以内	※変更を検討している場合は、検討段階で事前にご連絡をお願いします。
	3 土地・建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更	①児童福祉施設内容変更届(第31号様式) ②建物・土地の状況（第３号様式） ③変更前及び変更後の施設の配置図 ④変更前及び変更後の施設の建物の平面図 ⑤保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に２か所２方向設置されていることが分かるもの）	変更予定日の３０日前まで ※市から東京都への提出期限が２０日前までの為	①特定教育・保育施設等住所等変更届出書(第6号様式) ②変更前及び変更後の施設の配置図 ③変更前及び変更後の施設の建物の平面図	変更日から１０日以内	－	－	※変更を検討している場合は、検討段階で事前にご連絡をお願いします。
	4 施設長	①児童福祉施設内容変更届(第31号様式) ②新施設長の履歴書 ③保育所施設概要（第１１号様式） ④施設長要件を充足することを証する書面（保育士証の写し及び勤務証明等） ⑤施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（第９号様式）（設置経営主体代表者が施設長を兼任する場合）	変更予定日の３０日前まで ※市から東京都への提出期限が２０日前までの為	①特定教育・保育施設等住所等変更届出書(第6号様式) ②新施設長の履歴書及び保育士証の写し及び勤務証明等 ③子ども・子育て支援法第４０条第２項の基準に関する誓約書(別添参照)	変更日から１０日以内	①特定子ども・子育て支援施設等住所等変更届出書(第4号様式) ②新施設長の履歴書及び保育士証の写し及び勤務証明等 ③子ども・子育て支援法第５８条の１０第２項の基準に係る誓約書(別添参照)	変更日から１０日以内	
	5 定員又は年齢区分の変更 （合計定員数が増減しない場合を含む）	①児童福祉施設内容変更届(第31号様式) ②職員の構成（第２号様式） ③保育所施設概要（第１１号様式）（施設の名称、定員、保育室等の面積及び屋外遊戯場の面積のみ記載すること）	変更予定日の３０日前まで ※市から東京都への提出期限が２０日前までの為	【利用定員の増加】 ①特定教育・保育施設等確認変更申請書(第4号様式) ②変更前及び変更後の施設の建物の平面図 ③職員の構成（第２号様式）もしくは任意様式 【利用定員の減少】 ①特定教育・保育施設等利用定員減少届出書(第7号様式) ②【付表】利用定員の減少に係る記載事項（認可保育所）（別添参照） ③変更前及び変更後の施設の建物の平面図 ④職員の構成（第２号様式）もしくは任意様式 ⑤児童名簿 ⑥児童に対する措置についての説明資料	【利用定員の増加】 変更日から１０日以内 【利用定員の減少】 変更予定日の３か月前まで	－	－	※定員変更の希望がある場合は、毎年、定員変更希望調査を行っておりですので、その際にご相談ください。 ※年度途中の変更は原則認めておりません。
	6 運営規程	－		①特定教育・保育施設等住所等変更届出書(第6号様式) ②変更箇所の新旧対照表 ③変更前及び変更後の運営規程	変更日から１０日以内	－	－	
法人に関する変更	7 設置者の名称及び住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）	①児童福祉施設内容変更届(第31号様式) ②印鑑証明書（事後提出）	変更予定日の３０日前まで ※市から東京都への提出期限が２０日前までの為	①特定教育・保育施設等住所等変更届出書(第6号様式) ②登記事項証明書（事後提出）	変更日から１０日以内	①特定子ども・子育て支援施設等住所等変更届出書(第4号様式) ②登記事項証明書（事後提出）※特定教育・保育施設の内容(確認)変更と重複している場合は省略可	変更日から１０日以内	※変更を検討している場合は、検討段階で事前にご連絡をお願いします。
	8 設置者の代表者	①児童福祉施設内容変更届(第31号様式) ②印鑑証明書（事後提出） ③法人代表者の履歴書 ④施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（第９号様式）（変更に伴い施設長との兼任になる場合）	変更予定日の３０日前まで ※市から東京都への提出期限が２０日前までの為	①特定教育・保育施設等住所等変更届出書(第6号様式) ②登記事項証明書（事後提出） ③子ども・子育て支援法第４０条第２項の基準に関する誓約書(別添参照)	変更日から１０日以内	①特定子ども・子育て支援施設等住所等変更届出書(第4号様式) ②登記事項証明書（事後提出）※特定教育・保育施設の内容(確認)変更と重複している場合は省略可 ③子ども・子育て支援法第５８条の１０第２項の基準に係る誓約書(別添参照)	変更日から１０日以内	
	9 役員	－		①特定教育・保育施設等住所等変更届出書(第6号様式) ②役員名簿（別紙） ③子ども・子育て支援法第４０条第２項の基準に関する誓約書(別添参照)	変更日から１０日以内	①特定子ども・子育て支援施設等住所等変更届出書(第4号様式) ②子ども・子育て支援法第５８条の１０第２項の基準に係る誓約書(別添参照)	変更日から１０日以内	
	10 定款・寄附行為等（当該確認に係る事業に関するものに限る）	－		①特定教育・保育施設等住所等変更届出書(第6号様式) ②変更箇所の新旧対照表 ③変更前及び変更後の定款・寄附行為等	変更日から１０日以内	①特定子ども・子育て支援施設等住所等変更届出書(第4号様式) ②変更箇所の新旧対照表 ③変更前及び変更後の定款・寄附行為等	変更日から１０日以内	